

私たちは伝え続ける

車もバイクも自転車も

道には危険が潜んでいる

お酒を飲んだら

あなたのため

飲酒運転

しないやせない

思いやり

みんなの幸せを願って

仙台育英書道部





飲酒運転は凶悪な犯罪です

酒酔い運転

飲酒量にかかわらず、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で車両等(自動車、原動機付自転車、自転車など)を運転すること。

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

違反点数 35点 ▶ 免許取消

酒気帯び運転

アルコール濃度が呼気1リットル中に0.15mg以上で車両等を運転すること。

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

違反点数 13点 (0.15以上 0.25mg未満) ▶ 免許停止
25点 (0.25mg以上) ▶ 免許取消



運転者だけじゃない!

車両提供者

酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供することは、飲酒運転を助長する行為の中でも特に悪質な違法行為に当たり、飲酒運転をした運転者と「同罪」になります。



- 運転者が酒酔い運転をした場合
罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転をした場合
罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類提供者

飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供することは、飲酒運転を助長する違法行為となります。
※処罰対象は飲食店や酒類販売などの営業者に限らず、個人も対象となります。



- 運転者が酒酔い運転をした場合
罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 運転者が酒気帯び運転をした場合
罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

飲酒運転車両への同乗者

運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するように要求・依頼し、飲酒運転をする車両に同乗することは、飲酒運転を容認する悪質な違法行為となります。



- 運転者が酒に酔っていることを知りながら、同乗した場合
罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 運転者が酒気を帯びていることを知りながら、同乗した場合
罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金



今日は私がハンドルキーパーです!

ハンドルキーパー



「ハンドルキーパー運動」にご協力ください!

ハンドルキーパーとは?

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。

